

「かわたん」データ利用の手引き

1 申請手続きについて

1 利用手続きの流れ

1. 利用相談（申請者）
2. デザインチェック・修正依頼（村）
3. 利用申請書提出（申請者）
4. 許諾書送付（村）※許諾までには1～2週間かかります。申請内容や個別の状況により異なります。
5. 完成品・画像提出（申請者）

※デザインの利用料は無料です

【注意事項】

- かわたんのイラストは担当者からの支給になりますので、ご相談ください。
- イラストをそのまま利用する場合でも、レイアウトや使用方法などを審査します。申請書にデザイン案を添付してご提出ください
- デザイン修正を求めることがありますので、申請書提出前にデザイン確認を済ませておくと申請がスムーズに行えます
- かわたんのポーズを変えるなどデザインを変更して使用する場合には、デザインチェックが必要です。必ず事前にご相談ください。また、ポーズを変える場合は、最終データを提出していただき、村に著作権・使用権が移ることが条件です。
- 手続きが済みましたら許諾書を送付いたします
- 利用物件が完成したら、完成品及び写真を提出してください

【利用申請手続きを省略できる場合】

- 川場村の機関に事務局を置く団体が利用する場合
- 村内の学校等が教育の目的で使用する場合
- テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の誌面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、川場村のPRに資すると認めた場合
- 村の機関として「かわたん」が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

※デザインの事前確認及び完成品の提出は必要です。

【ご相談は...】

川場村役場むらづくり振興課企画観光係

電話：0278-52-2111

2 申請に必要な書類

「かわたん」のデザインを利用される場合には、利用申請が必要です。
次の書類を提出してください。

- 利用申請書（別記様式第1号）
- 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿など）
- 会社概要など申請者の事業内容がわかるもの ※村内業者・個人の場合は不要です
- 役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所）※村内業者・個人の場合は不要です

3 書類の提出先

申請書、添付書類を揃え、下記まで郵送またはご持参ください。

〒378-0101 群馬県利根郡川場村谷地2390-2

川場村役場むらづくり振興課 かわたん担当

4 完成品の送付

商品など利用物件が完成したら、完成品と写真を提出してください。
データを改変した場合は、データも譲渡していただきます。

5 「かわたん」の名称と利用許諾番号の表記

利用許諾を受けた物件には、名称と許諾番号を表記してください。

原則：川場村のマスコット「かわたん」 許諾第〇〇-〇〇〇〇号

かわたん 〇〇-〇〇〇〇、Kawatan 〇〇-〇〇〇〇...かわたんグッズ等の商品にはこちらも可

- 名称と許諾番号は、イラストの近くに表記してください。
- 名称と許諾番号を、かわたんのイラストに被せて表記してはいけません。
- 名称表記について、正式には”川場村のマスコット「かわたん」”です。
ポスターやチラシ、名刺、ホームページなどにお使いいただく場合には企業や団体等のキャラクターと誤解されないよう正式名称で表記してください。
- 商品の性質上、直接表記できない（ケーキやぬいぐるみなど）場合には、タグやパッケージ等に表記してください。

6 留意事項

- 「かわたん」の利用に際しては、川場村のイメージアップに繋がる利用を行ってください。
- 利用許諾はイラストではなく物件に対して行います。申請した物件以外にご利用になる場合にはもう一度、別途利用申請（物件によっては変更申請）をしてください。

ださい。

- 「かわたん」を展開または応用利用したデザインを作成した場合も、その著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は川場村に帰属します。
- 村が実施する売り上げ額調査やその他の照会にご協力ください。
- 「かわたん」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において適切に対応してください。
- 適切な利用が行われていない場合には、許諾を取り消すことがあります。その場合、川場村はその損失の補償の責めは負いません。
また、利用者が「かわたん」の利用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、川場村は責任の一切をおいしません。
- 「かわたん」の適正な利用と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取り消し状況について、情報を公開することはあります。

7 川場村のイメージアップに繋がる「かわたん」デザイン利用

川場村のイメージアップに繋がる利用の一例は次のとおりです。

- 「かわたん」に川場村の特産品を持たせる
こしひかり、こんにゃく、りんご、ギンヒカリ 等
- 「かわたん」のイラスト付近に特産品や観光地等の画像を合わせる
武尊山、温泉、SL 等
- 川場村のPRに繋がるようなキャッチコピーを付ける。
「川場村は〇〇の名産地」、「川場村産〇〇を使用」、「川場の〇〇は日本一」、「かわば大好き」、「かわばが一番」 等
- その他、創意工夫を凝らした利用により、川場村のイメージアップに繋げてください。

8 許諾できない場合

- 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- 川場村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- 「かわたん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 特定の個人、法人、団体を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- 「かわたん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合

※その他、手引きに基づくデザイン修正指示にご対応いただけない場合は、許諾で

きません。

9 利用中の内容の変更

利用許諾を受けた内容を変更する場合には、変更申請をしてください。(別記様式第3号)

- 利用方法を変更したい
- 法人の代表者、所在地等が変更となった
- デザインを変更(追加)したい
- 許諾を受けている商品のPOP等宣伝物を追加したい
- 小売単価、小売数量を変更したい

※許諾済みの物件と別の物件で利用する場合には申請が必要です。

2 デザインについて

1 色の指定

「かわたん」には指定色がありますので遵守してください。
指定色、モノクロ、単色での利用となります。

2 縮尺の改変はNG

- 「かわたん」の縮尺(縦横比)を変更することはできません。

3 「かわたん」利用上の注意

【かわたんのプロフィール】

- 年齢 ?歳(妖精なので年は取りません)
- 性別 なし
- モチーフ 雪ほたかの妖精
- 好物 りんご、お米、おいしい水

【注意事項】

- 「かわたん」は川場村のマスコットです。商品そのものや他の法人・団体等のマスコットと誤解されるような利用はできません。
- 「かわたん」のイメージを損なうような利用はできません。
- デザインの統一性を図るため、手書きでの利用はできません。
- ポーズを変えたり、表情を変えることは可能ですが、デザインの統一性を図るため、必ず事前にご相談ください。
- デザインの詳細について、修正指示があった場合は、それに従ってください。

4 「かわたん」デザイン利用における禁止事項

- ◆イベント等で撮影した、かわたん（着ぐるみ）のスナップ写真等は利用できません
- ◆特定の企業及び商品等を公認、推奨するような利用はできません。

「かわたん」に特定の法人名や法人ロゴ等が入った衣装を着せてはいけません（村内に拠点を置くスポーツチーム等には、地域振興に大きく寄与することからロゴを保持したデザインの利用を認めることがあります）。

NG

- 法人を表す衣装は着せられません。
 - 法人のエンブレム等が付いた衣装は着させられません。
 - 「かわたん」に特定の商品を持たせてはいけません（一般的なものや、商品名の記載がないもの＜農産物やコップなど＞であれば OK）
-
- ◆「かわたん」が推奨していると錯誤させる商品名称は使えません。
 - 「かわたんの牛乳」は使えませんが、「かわたん牛乳」は使えます。□
 - 「かわたんも大好きなクッキー」は使えませんが、「かわたんクッキー」は使えます。
 - すでに利用されている商品名称及び同一デザイン商品での利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。（村では、名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください。）
-
- ◆「かわたん」の設定やイメージに適さない表現はできません。
 - 「かわたん」のかわいらしさを守っていただくため、乱暴な動きや怒りの表現などは NG
 - お酒を飲む、たばこを吸うなど法令等に違反する行為は NG
（但し、お酒は飲んでおらず持っている、程度のデザインなら可）
 - かわたんは性別がないため、一人称は「かわたん」です。（「ぼく」や「わたし」は NG）
-
- ◆独自の設定や性別付けをすることはできません。
 - ○○が大好きな「かわたん」、毎日○○している「かわたん」などは使えません。
 - 寂しがりな「かわたん」、飽きっぽい「かわたん」などは使えません。
-
- ◆「かわたん」に吹き出しをつけて喋らせることはできません（思い浮かべている風な吹き出しは OK）。
 - 吹き出しで表現できるのは、一般的な標語だったり、村の PR に繋がるような表現に限定されます。特定の人、商品、思想等を推奨するような表現は使えません。また、「かわたん」のイメージに合わないようなネガティブな表現も使用できません。

◆「かわたん」は1体しかいないため、人格を持つ複数の「かわたん」が存在するかのような利用方法はできません（総柄（全体に模様がつけられているもの）やランダム配置はOK）。

- 男の子と女の子の異なるキャラクターがいるかのような誤解を招く表現はできません。
- ボールのやり取りなど、それぞれに役割を持たせた複数配置はできません。

◆トリミングで体の一部が切れていても問題ありませんが、顔は全て出してください（ごく一部が切れているものは、許諾する場合があります）。

- 顔は原則全て表示してください。（体の見切れはOK）
- ごく一部が見切れてるものは許諾することもあります。その判断については、村の決定に従ってください。

◆他のキャラクターと並べて利用することは可能ですが、握手をしたり抱きあったりするような利用はできません。

- 通常のデザイン利用許諾では、他のキャラとかわたんが手をつなぐ等の演出はできません。横に並べることは可能です。
ただし、村として、正式に事業協力している場合には、他キャラと手をつなぐ等の演出をすることがあります。

◆商品貼付用のシール等は、用途を限定できないデザインでは許諾できません。

- 商品貼付用のシールで利用する場合、用途を問わずに何にでも貼れてしまえるようなデザインでは許諾できません。
- 例えば、きゅうりの袋に貼付する場合、利用用途が制限できるデザインにしてください。名称表記と番号表記も必要です（例「かわばのきゅうり」をシール内に入れる等）。

◆その他、この手引きに記載されていない内容でも、「かわたん」のイメージ保持のため村から修正指示があった場合には、それに従ってください。